

令和7年度 前橋市立第三中学校 いじめ防止基本方針

1 基本的な考え方

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、重大な人権侵害であるとともに時として犯罪行為である。また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命または身体に重大な危険を生じさせるものである。そこで、本校ではいじめの根絶に向けて、子供達一人一人に、いじめを許さない、いじめに負けない心情をしっかりと育てるとともに、集団全体がいじめに向かわない雰囲気形成されるよう、すべての教育活動を通して、組織的・意図的・計画的に取り組み、さらに家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する対応に組織で取り組んでいくこととする。

2 組織及び校内体制について

いじめの防止に向けて「いじめ防止推進委員会」を設置し、課題や方策について協議するとともに、教職員の共通理解や意識の向上を図っていく。

(1) いじめ防止推進委員会

○構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・学年主任
養護教諭・スクールカウンセラー・ODS等

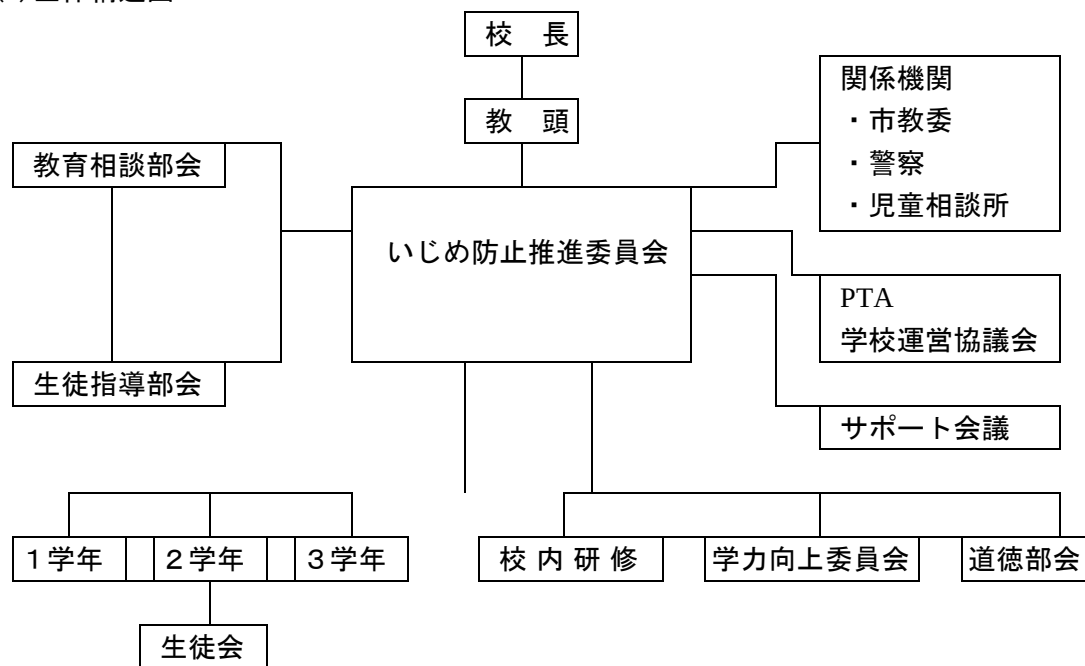
○役割

校長、教頭	・学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止推進委員会を始め組織が機能するようリーダーシップを発揮する。
教務主任	・生徒指導の機能を生かした授業を推進するなど、教育課程の質的管理を行う。
生徒指導主事	・いじめ防止推進委員長として課題を整理し活動計画を立案する。 ・生徒指導部会の実施と問題点の整理、記録を行う。 ・職員会議、運営委員会でいじめの問題について取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
教育相談主任	・教育相談部会を実施し、気になる生徒への対応について提案する。 ・スクールカウンセラー（SC）、学習サポーター、スクールアシスタント（SA）、オープンドアサポーター（ODS）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の生徒への関わりについて調整を行う。 ・SCやSSWによる保護者もしくは生徒との面談の連絡調整を行う。 ・SCによる集団面接を立案し、状況を整理する。 ・心の安全点検（アンケート）の実施と結果分析を行う。
学年主任	・心の安全点検（アンケート）の学年の状況について把握する。 ・学年のいじめ防止活動の状況を報告する。
養護教諭	・保健室における生徒の状況を把握し、情報提供を行う。
SC 学習サポーター ODS SA SSW	・集団面接の結果について報告する ・心配な生徒や保護者との面談を通して心のケアを行う。 ・教育相談主任の調整の下で生徒や保護者へ寄り添い、担任をサポートする。

○いじめ防止推進委員会の取組

- ・ いじめ防止対策の立案、実施、点検
- ・ 各学級の現状の把握と心配される生徒の対応への協議
- ・ いじめアンケートの実施と分析
- ・ いじめの対応に向けた方策の協議と役割の確認
- ・ いじめの対応の成果と課題についての協議
- ・ 記録の集積

(2) 全体構造図



3 いじめの未然防止「いじめを防ぐ」「いじめを起こさない」取組

- (1) 全教育活動を通して道徳教育の充実を図るとともに、道徳の時間の指導により豊かな心の育成を推進する。
- (2) 望ましい人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成にむけた学級経営の充実を図る。
- (3) 学校行事等の体験的な活動を通して、互いに認め合い助け合い高め合う集団づくりを推進する。
- (4) インターネットの問題を理解し、適切な活用が図られるよう情報モラル教育の推進を図る。
- (5) ルールを守り社会性を身につけるための生活規律の確保に取り組み、規範意識の醸成を図る。
- (6) 差別をしない許さない観点から人権教育の推進を図る。
- (7) 生徒が主体的にいじめの問題を考え、防止に向けた行動を起こすよう生徒会活動の充実を図る。
- (8) 学習規律の確保とともに授業改善に取り組み、学ぶ意欲を育て楽しさを体感させる。
- (9) いじめ防止に向けて、教職員の予防的な教育相談技術の向上と協働体制の確立のため校内研修を企画実施する。

4 いじめの早期発見「いじめに気づく」「いじめを見逃さない」取組

- (1) いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるとの前提（けんかやふざけあいに対する、被害性にも着目）のもとで、生徒の変容や人間関係に気を配り、全校体制で早期発見に努める。
- (2) 学級担任と生徒との信頼関係を築き、生徒が担任に自然な形で話ができるように努める。
- (3) 望ましい人間関係を築き、仲間への支援や協力ができる集団づくりに努める。
- (4) 生活ノートによるつぶやきを大切にし、生徒の悩みや困り感の把握に努める。
- (5) SC・SSWによる生徒観察や面接を実施し、心の悩みを受け止めて担任への橋渡しをしていく。
- (6) 心の安全点検（アンケート）を毎月1回実施し、潜在的ないじめの発見に努める。
- (7) 教職員がいじめを見逃さないよう、認知能力の向上を目指した校内研修を行う。
- (8) 保護者と連携し、心配される生徒には家庭との情報交換を密に行う。

5 いじめに対する対応「いじめを解決する」「再びいじめを起こさない」取組

- (1) いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、いじめ防止推進委員会で協議して事実を把握するためのチームを編成し、速やかにいじめの有無を確認する。
- (2) いじめを確認したときは、学年及び学校全体で組織的に対応する。その際、被害生徒への心のケアを最優先に迅速な指導を行う。また、加害生徒に対して指導を行うとともに、再発防止のための具体策をいじめ防止推進委員会で決定し、該当生徒を継続的に見守る。被害生徒と加害生徒への保護者に対して状況等を報告し、指導に対しての理解を得るとともに、解決と再発防止に向けて協力を得る。
- (3) 被害生徒の心のケアはスクールカウンセラーの協力を得て、家庭と連携して行う。
全職員による少なくとも3ヶ月の日常的かつ注意深い観察を行う。
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の身体または財産に重大な被害が生じた場合は、警察と連携し対処する。
- (5) ネット上のいじめで調査が困難な場合は、県警察サイバー室や教育委員会いじめ対策室の協力を得て調査を行い、対応について助言を得る。
- (6) 重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携して速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行った結果については、当該調査に係る被害生徒及びその保護者に対して、教育委員会と連携して必要な情報を適切に提供する。また、教育委員会と連携し、被害生徒及びその保護者への心のケアを迅速かつ適切に行う。

6 評価と改善

いじめの実態の把握及びいじめに対する対応が適切に行われるよう、いじめ防止対策について評価を行う。

7 保護者・地域への情報発信と啓発活動

第三中学校いじめ防止基本方針について保護者・地域へお知らせし、チェックリストを活用した取り組みや情報交換など、積極的に情報発信する。

8 いじめ防止に関する年間計画

	学校行事等	取 組 内 容	留 意 点
4 月	新任式・始業式・入学式 新入生歓迎会 懇談会	・ いじめ防止推進委員会の開催 ・ いじめ防止に関する共通理解 ・ 学級づくり ・ 学級、学年経営方針の説明	・ 全ての教職員が学校基本方針を共通理解する ・ 学習規律の確保 ・ 保護者との連携
5 月	二者面談 生徒総会 部活動激励会 1 年林間学校	・ 保護者と情報共有・相談 ・ 心の安全点検の実施と分析 ・ 生徒会によるいじめ防止 P R ・ 集団行動と学校を挙げての応援 ・ 班別行動、集団行動	・ 望ましい人間関係の構築 ・ 自己理解と他者理解 ・ いじめ防止についての意識の高揚 ・ 一体感のある取組 ・ 互いの良さに気づく
6 月	2 年校外体験学習 学校運営協議会 校内研修 3 年修学旅行	・ 心の安全点検の実施と分析 ・ 班別行動、集団行動 ・ 学校基本方針の説明 ・ 人権研修 ・ 班別行動、集団行動	・ 地域、保護者との連携 ・ 教職員の人権感覚を磨く
7 月	1 学期終業式 校内研修	・ 心の安全点検の実施と分析 ・ いじめ防止推進委員会の開催	・ 1 学期の評価と課題 ・ 協働体制の確立
8 月	夏の学び舎	・ 教科の補習	
9 月	2 学期始業式 自治会長と語る会 体育大会 生徒会役員選挙	・ 学校基本方針の説明 ・ 学級づくり ・ 心の安全点検の実施と分析	・ 地域との連携 ・ 一体感のある取組 ・ 仲間への協力
10 月	文化学習発表会	・ 学級づくり ・ 心の安全点検の実施と分析	・ 一体感のある取組
11 月	三者面談	・ 情報交換 ・ 心の安全点検の実施と分析	・ 保護者との連携
12 月	人権集中週間 いじめ防止強化月間 いいところさがし月間 2 学期終業式	・ 人権教育の推進 ・ 人権作文 ・ お互いを認め合う ・ 心の安全点検の実施と分析 ・ いじめ防止推進委員会の開催	・ 差別をしない許さない視点での取組 ・ 生徒会主催 ・ 自己を見つめる ・ 2 学期の評価と課題
1 月	3 学期始業式	・ 心の安全点検の実施と分析 ・ 学校評価の実施と分析	
2 月	学校運営協議会 3 年生を送る会	・ 学校の取組についての報告と意見聴取 ・ 心の安全点検の実施と分析 ・ 心のこめて 3 年生を送る会	・ 家庭、地域との連携 ・ 感謝の気持ちを表す
3 月	保護者会 卒業式 修了式	・ 1 年間の取組の説明 ・ 心の安全点検の実施と分析 ・ いじめ防止推進委員会の開催	・ 保護者との連携 ・ 来年度へ向けての検討